

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

# キャリアアップ助成金のご案内

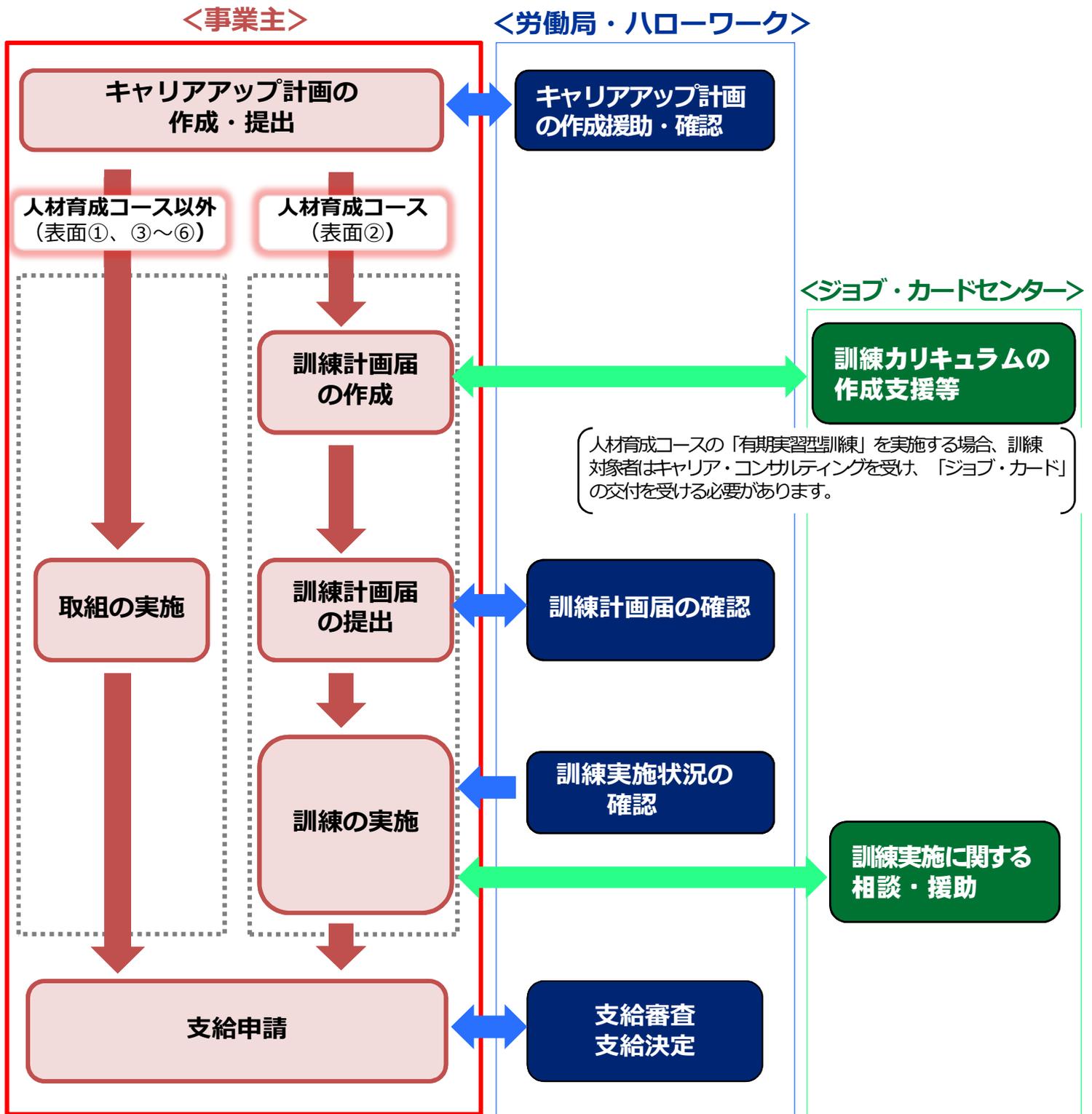
有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

| 助成内容                          |   | 助成額<br>( )は大企業の額   |
|-------------------------------|---|--|
| ① 正規雇用等<br>転換コース              | 有期契約労働者等を<br>・ 正規雇用等に転換<br>または<br>・ 直接雇用した場合  | ①有期→正規：1人当たり <b>50万円</b> (40万円)<br>②有期→無期：1人当たり <b>20万円</b> (15万円)<br>③無期→正規：1人当たり <b>30万円</b> (25万円)  |
| ② 人材育成<br>コース                 | 有期契約労働者等に<br>・ 一般職業訓練 (Off-JT)<br>・ 有期実習型訓練 (Off-JT+OJT)<br>・ 中長期的キャリア形成訓練<br>(専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT)<br>を行った場合 | Off-JT《1人当たり》<br>賃金助成：1時間当たり <b>800円</b> (500円)<br>経費助成：一般職業訓練および有期実習型訓練<br>最大 <b>30万円</b> (20万円)<br>中長期的キャリア形成訓練<br>最大 <b>50万円</b> (30万円)<br>OJT《1人当たり》<br>実施助成：1時間当たり <b>700円</b> (700円) |
| ③ 処遇改善<br>コース                 | すべての有期契約労働者等の<br><b>基本給の賃金テーブルを改定し、<br/>2%以上増額</b> させた場合  | 1人当たり <b>1万円</b> (0.75万円)  |
| ④ 健康管理<br>コース                 | 有期契約労働者等を対象とする<br>「法定外の健康診断制度」を<br>新たに規定し、 <b>4人以上実施</b> した場合   | 1事業所当たり <b>40万円</b> (30万円)   |
| ⑤ 短時間正社員<br>コース               | 労働者を<br>・ 短時間正社員に転換<br>または<br>・ 新規で雇い入れした場合   | 1人当たり <b>20万円</b> (15万円)<br>※有期契約労働者等から転換した場合は<br>1人あたり <b>30万円</b> (25万円)   |
| ⑥ 短時間労働者の<br>週所定労働時間<br>延長コース | 有期契約労働者等の<br><b>週所定労働時間を<br/>30時間以上に延長</b> した場合   | 1人当たり <b>10万円</b> (7.5万円)  |

- ◆赤字部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。
- ◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆受給までの流れは、裏面をご覧ください。

# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

☆ ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい ☆